

## みどりみらい 2nd SEASON ぐんじとしのりの議会報告

2006/01/10 Vol. 77 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX 45-8362  
E-MAIL ID / mmirai@kitemachi.com

あけましておめでとうございます。

### ～ 印西市の社会福祉を語る（１）

本年最初の議会報告は12月議会での私の一般質問テーマ「社会福祉のありかた」についてご報告する前に、現在の「社会福祉のありかた」について皆様と考えていきたいと思ひます。

#### 障害者自立支援法をご存知ですか？

昨年の郵政民営化に伴う議論の影で、障害者自立支援法は殆ど議論されることなく、衆議院の3分の2以上の議席を占める与党の賛成で成立しました。同法は、身体障害・知的障害・精神障害の3障害に対する福祉サービスの提供の一元化など、これまで多くの障害者・家族、関係者が要望してきた制度改革の方向を示したという点で評価できます。しかしその一方で、「応益負担」の導入や施設利用者に対する食費・医療費等の全額自己負担など、介護保険と同様の方向で負担制度を大きく変更したことは問題といわざるをえません。たとえ低所得者に対する軽減措置が実施されても、障害が重い人ほど負担が重くなり、負担できない障害者はサービス利用を断念するといった問題が心配され、結果的に親・家族の負担を増やし、障害者の自立への道を大きく阻むことになりかねません。（障害が重くなれば、サービス利用も多くなり負担がかさむのに、収入などの負担能力は障害が重いほど少なくなります。受けるサービスのほとんどは障害者の自立にとって必要なものです。サービスの量で負担を決めること自体に無理があります。障害者の大半は、障害基礎年金による数万円の収入に頼っているのが現状にもかかわらず、新制度では、施設や通所サービスでの食費までも実費負担となります。）障害者が社会の一員として普通に生活するためには、本人の努力だけではどうにもならず、福祉・医療サービスの利用がどうしても必要です。これを「益」とすることは、福祉の理念そのものを根底から否定するものといわざるをえません。

私の12月議会の一般質問のテーマの一つに障害者自立支援法がありました。その質問をするにあたり、会派「市民自治ネットワーク」では10月の終わりに鎌ヶ谷市の議員と合同で視察に行ってきました。行き先は北海道伊達市。その街では、知的障害者を施設に押し込めるのではなく、市民と一緒にあたりまえに街で暮らせるようになっています。（障害者が一人や共同で住み、また働ける事業所の確保や企業雇用の促進をうたい、一般就労するための支援事業も行われています。）この街で実践されているものが完璧とはいへませんが、障害者自立支援法が目指している姿なのかなと思ひました。

#### 印西市は福祉をどのように考えているのだろうか？

例として、伊達市をあげましたが、我が印西市では知的障害者が街の中で暮らすということはできるのだろうか。と考えたときにふと頭に浮かんだことがあります。「私たちは(知的障害者に限らず)障害者が街で歩いていても普通に接することができるのでしょうか？」このように考えてしまいました。

また、印西市に限りませんが、福祉意識の表われ方として、よく見られるのは「総論賛成、各論反対」の場面ではないのでしょうか。（総論としては誰もが福祉は大切だとはしながらも、個人の生活に迫るにつれて受け入れがたい状況になっていくのではないのでしょうか。）

福祉は大事だからと、アリバイ的に啓発・広報をしていてもノーマライゼーション\*は実現しません。建前だけのスローガンは、もしかすると偽善的な福祉観を増長するだけではありませんか。

また、近年、地域福祉の重要性が強調されますが、自分達と異質なものを排除し、抑圧する力を持つのも、また地域ではないか。地域福祉を推進するためには、単に地域を理想化するのではなく、そこに生じるさまざまな意見の対立を受け止め、衝突に対して共に考えていくという姿勢が必要なのではないか。そのためには何が必要なのだろうか。

## 福祉教育は誰のためか？

今回、私が一般質問で取上げたテーマの一つには「福祉教育」という今まで議会ではあまり取上げてこなかったものを選びました。それは「福祉教育こそが私たちみなに関係し、みなで理解を深めていく必要がある。」と考えたからです。

福祉教育には以下の3つの大きな領域があると言われています。

### 学校を中心とした領域(学校福祉教育)

子ども時代に社会福祉や人間の生活に対する理解を深めることを目的とした学校教育等での取り組み。

### 地域を基盤とした領域(地域福祉教育)

地域住民の啓発活動を目的とした福祉教育。

### 社会福祉専門教育の領域(社会福祉専門教育)

社会福祉サービスの担い手を養成する専門教育。

福祉教育の担い手として、学校や社会福祉協議会\*\*があげられますが、重要なことは、社会福祉教育関係者が子ども・青年を含む住民に一方的に社会福祉を教えるのではなく、住民自らが福祉について身近な自分の課題として認識し、主体的に行動する自己教育力を高めることにあります。つまり福祉教育は、社会福祉の制度政策、サービスや福祉活動を知るだけではなく、住民の日常生活において、社会福祉問題を解決していくために自分では何ができるのかを、何をしていく必要があるのか、住民の福祉実践意欲を前向きに高めていくものでなければならぬと考えます。特に「地域での福祉教育」は地域生活を基盤とした結びつきから始まるものであり、そこでは支援するものと支援されるものという一方的な関係ではなく、生活の変化のなかで常に立場が逆転する可能性があることを考えていかなければならないと思います。

この紙面を使い、皆様と今後の社会福祉のあり方を次回以降も考えていきたいと思っています。

(用語の解説)

### \*ノーマライゼーション

弱者を社会的に保護する仕組みが福祉ですが、今までの福祉施策は施設の建設から始まることが多く、福祉を必要とする人々にとって、その内容が当事者の要求に応えられていない、人としての尊厳が保たれていない状況(障害者の施設送り・児童施設等)が往々にして起こっています。また福祉を名目に対象者の隔離が計られることも多かったのも現状です。また現状の福祉施策は行政措置により行われ、対象者の意志が尊重されることは殆ど皆無であったというのも事実だと思えます。

それに対して提唱されてたのが、「ハンディキャップを持っている方々を排除するのではなく、ハンディキャップを持っていても健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそがノーマルな社会である」という考え方です。こうした取り組みをノーマライゼーション(normalization)と呼びます。この概念はデンマークのバンク・ミケルセンにより初めて提唱され、スウェーデンのベンクト・ニリエにより世界中に広められています。

### \*\*社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達や社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進を図ることを目的とする団体で都道府県や市町村単位で設立されています。従って、一定の区域内に居住する住民が会員であり、その区域内で社会福祉事業を経営する人や、社会福祉活動を行う人などが代表者として組織され、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、住民の福祉活動の拠点としての社会福祉法人です。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。次回から、12月議会での私の一般質問と執行部からの回答を中心にご報告を行ってまいります。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と手を携えていきたいと思えます。

本年もどうぞよろしくお願い致します。

ぐんじとしのり